

広島県告示第六百七十五号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県備北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川の名称

一級河川江の川水系指定区間大坪谷川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年八月七日

三 廃川敷地等の位置

三次市小文町四二五番九

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

九六・一一平方メートル